

說苑



東京會議便り (二)

淺 香 生

地方長官會議

地方長官會議は五月一日召集。二日から各省の所管に入つたのであるが、三日午前九時から内務省第一會議室で、同省所管の會議が開會せられた。

劈頭末次内務大臣は左の如き訓示を爲し、眞に國民を總動員し、時艱を克服せよと覺悟を促された。

末次内務大臣訓示要旨

茲ニ各位ヲ會同シテ親シク所信ヲ披瀝シ、相共ニ力ヲ

竭シテ獻替ノ誠ヲ致シタイト存ジマス。

我邦現下ノ情勢ニ於テ當面ノ急務ハ、速ニ支那事變ヲ根本的ニ解決シ以テ東洋永遠ノ平和ヲ確立スルニ在リマス。是ガ爲ニハ舉國一致銃後ノ護ヲ固クシテ、時艱克服ニ邁進セネバナラスノデアリマシテ、國體觀念ヲ明徴ニシ、敬神崇祖ノ國風ヲ益々振作シ、國民精神ノ發揚ヲ圖ルコトガ其ノ基礎デナケレバナリマセヌ。事變勃發以來神祇崇敬ノ念愈々篤キヲ加ヘツツアルハ誠ニ喜バシク存ジマスルガ、此ノ際更ニ一段ノ努力ヲ以テ是ガ徹底ヲ望

ム次第デアリマス。

先般全國ノ自治關係者ヲ會シ五十年記念ノ式典ヲ舉
ゲマシタガ長クモ 天皇陛下ノ親臨ヲ辱ウシ特ニ優渥ナ
ル勅語ヲ拜シマシタコトハ洵ニ恐懼感激ニ堪ヘナイ所デ
アリマス。過去五十年間ニ於ケル自治ノ進歩發達ハ固ヨ
リ著シキモノガアリマスガ、今日ノ社會經濟ノ實相竝ニ
動向ヨリ見マシテ將來ノ發展ヲ期スル爲ニハ更ニ工夫考
慮ヲ要スルモノガ尠クナイノデアリマス。今後官民相率
キテ私ヲ去リ公ニ奉ジ益々自治ノ根柢ニ培ヒ其ノ機能ヲ
發揮スルニ努メ、以テ聖旨ニ應ヘ奉ラナケレバナラヌト
存ジマス。尙今同特ニ市町村長ニ對シ敍勳ノ待遇ヲ進メ
サセラルル有難キ思召ヲ拜シマシタガ、御軫念ノ程ヲ拜
察致シマシテ洵ニ感激ニ堪ヘナイ次第デアリマス。政府
ニ於テハ地方制度ヲシテ克ク世態ノ趨向ニ適應シ、益々
其ノ機能ヲ發揮セシメンガ爲、先ヅ以テ地方局ヲ改組シ
テ其ノ整備改善ヲ加ヘ、其ノ活動ヲシテ新ナル時代ノ要
求ニ適合セシメンコトヲ期シテ居リマス。各位ニ於テモ

深ク思フココニ致シ地方行政ノ實績ヲ舉グルニ最善ノ努
力ヲ效サレンコトヲ望ミマス。

國民精神總動員運動ハ、各位ノ努力ト國民ノ熱誠ナル
協力トニ依リ、相當ノ效果ヲ收メ來ツタト信ジマス。併
シナガラ支那事變ノ推移ト現下ノ國情トハ益々本運動ノ
強化徹底ヲ圖ルノ必要ヲ痛感セシムルモノガアリマスノ
デ、今後一層時局ニ對スル國民ノ認識ヲ深メ、殊ニ現下
ノ社會經濟界ノ狀況ニ稽ヘ、經濟産業ノ方面ニ於ケル國
民ノ協力ニ一段ノ力ヲ致シタイト思ヒマス。就中國民ノ
消費節約、貯蓄獎勵ノ如キハ、特ニ力ヲ注グベキ事項ト
存ズルノデアリマス。

本年度地方豫算ノ編成ニ就テハ、豫ネテ各位ノ留意ヲ
促シテ置イタ所デアリマスガ、其ノ後ノ時局ハ更ニ重大
ヲ加ヘ、資金、物資及勞力ノ需給調整ハ愈々急務トナリ、
物價騰貴ノ趨向ヲ阻止スルノ要亦切ナルモノアルニ至ツ
タノデアリマス。政府ハ之ニ對應スル諸般ノ方途ヲ講ズ
ルト共ニ、豫算ノ執行ニ當リテモ細心ノ注意ヲ拂ヒ、時

局對處ノ上ニ遺憾ナキヲ期シタイノデアリマス。各位ハ克ク政府ノ政策ヲ體シ、地方豫算ノ企畫及執行ニ當リテハ緩急宜シキヲ制シ苟モ不怠ナル事業ノ執行ハ之ヲ取止メ冗費ハ力メテ之ヲ節約スル等特ニ考慮ヲ煩ハシタイノデアリマス。

地方財政及稅制ノ根本的の改革ハ今回ノ事變ニ因ル我邦財政經濟ノ諸事情ニ鑑ミ、一時之ヲ延期スルノ已ムナキニ至ツタノデアリマスガ、地方負擔ノ現狀ハ此ノ儘放任シ難キ實情ニ在リマスノデ、之ガ臨時應急ノ措置トシテ、臨時地方財政補給金制度ヲ本年度ニ於テモ繼續實施スルコトト致シマシタ。而シテ本年度ニ於テハ事變ニ伴フ地方歲入出入ノ變動、竝ニ土地賃貸價格ノ改訂ニ因ル地方稅收入ノ減少等、地方財政上考慮ヲ要スル點ガアリマスノデ、特ニ前年度ヨリモ三千萬圓ヲ増額シテ補給金ノ總額ヲ一億三千萬圓ト致シタノデアリマス。申ス迄モナク補給金交付ノ根本趣旨ハ、過重ナル地方負擔ノ輕減ヲ圖リ、國民更生ヲ容易ナラシムルニ障礙トナルベキ事項ヲ

除去セントスルニアリマスガ故ニ、前年度ニ於ケルト同様、克ク此ノ趣旨ヲ一般ニ普及徹底セシメ、進ンデハ納稅思想ノ喚起等ニ努メ、以テ地方更生ノ機運ヲ醸成スルノ機縁ヲラシムルヤウ遺憾ナキヲ期セラレタイノデアリマス。

事變發生以來内外情勢ノ著シキ轉換ニ伴ヒ、肇國ノ大理想ニ向ツテ邁進セントスルノ風ガ頓ニ興ルニ至リマシタコトハ、洵ニ慶賀ニ堪ヘザル所デアリマス。益々此ノ機運ヲ助長スルト共ニ、思想ノ昏迷對立ニ對シテハ深く注意シ、苟モ國體ノ本義ニ反スルガ如キ思想ハ之ヲ拂拭シ其ノ匡正統一ヲ圖ルハ、刻下喫緊ノ要務ナリト信ジマス。コミンテルンノ思想謀略タル人民戰線運動ハ、事變ガ長期ニ互ルニ伴ヒ、民心ノ弛緩ニ乘ジ、凡ユル手段ヲ用ヒテ益々執拗ナル策動ヲ爲サント企圖シツツアリマス。之ガ國民思想ニ及ス惡影響ハ寔ニ恐ルベキモノガアリマスカラ、斷乎之ガ剝滅ヲ期スルト共ニ、日本精神ノ昂揚ヲ圖ルハ治安維持ノ十全ヲ期スルニ缺クベカラザル要諦

ト信ジマス。更ニ事變ノ進展ニ伴ヒ、戰時體制強化ノ要
愈々加ハルニ至リ、革新實現ト現狀維持トノ思想的對立
ヲ生ズルコトハ亦免レ難イ所デアリマス。此ノ間ニ處シ
各位ハ深ク世態ノ推移ト民心ノ動向トニ意ヲ用ヒ、大局
ニ立脚シテ治安ノ確保ト時艱ノ克服トニ最善ヲ竭サレン
コトヲ期待スルノデアリマス。

刻下産業經濟ノ情勢ニ鑑ミマスルニ、之ガ基礎的要件
ヲ爲ス土木諸施設ノ整備充實ハ益々其ノ緊要ヲ加ヘ來リ
マシタ。隨テ之ガ企畫經營ニ當リマシテハ、此ノ情勢ニ
對應シテ萬遺憾ナキヤウ特ニ慎重ナル考慮ヲ拂ハルル
共ニ、事變關係ノ經費愈々多端ノ折柄、工費ノ節約ニ就
テハ十分意ヲ致サレ、其ノ經濟的效果ニ稽ヘテ緩急宜シ
キヲ制セラルルヤウ、格段ノ工夫ト努力トヲ切望スル次
第デアリマス。

防空ノ完璧ヲ期シマスコトハ、内外ノ情勢ニ鑑ミ極メ
テ緊切ノ要務デアリマス。昨年十月防空法ノ施行以來取
敢ヘズ必要ナル防空計畫ヲ設定シ、設備資財ヲ整ヘ防空

ニ關スル國民一般ノ理解ト關心トヲ深メ以テ克ク當面ノ
時局ニ對處スルヲ得マシタコトハ大ニ多トスル所デアリ
マス。國民防空ノ重點ハ固ヨリ軍防空ニ則應シテ國土防
衛ヲ全ウスル直接的協力ニ在ルコトハ勿論デアリマスガ
連綿不斷ノ脅威ニ對シ國民生活ノ平常性ヲ保持シ國內各
般ノ業務ヲ阻碍スルコトナク防空ノ耐久性ヲ保持スルコ
トガ亦極メテ必要デアリマス。仍テ教育訓練ヲ徹底シテ
防空ガ國民全般ノ國家ニ對スル義務タルコトヲ認識セシ
メ、有事ニ際シ確乎タル精神ヲ以テ統制アル活動ヲ爲シ
得ルヤウ指導スルト共ニ、防空ノ實施ニ必要ナル設備資
財ノ充實ハ勿論、諸般ノ施設特ニ都市計畫的施設ニ就テ
モ、十分ニ防空上ノ必要ヲ考究シテ之ガ整備ヲ爲スヤ
ウ、配意アラシコトヲ希望スルノデアリマス。

以上ハ當面ノ要務ニ就テ述ベタノデアリマスガ、支那
事變ハ第二ノ段階ニ入り、皇軍將士ノ勞苦ハ愈々増大セ
ラレツツアル現狀デアリマシテ、其ノ忠勇義烈ニ對シテ
ハ深ク感謝ト敬意トヲ表スルト共ニ、國ヲ擧ゲテ益々堅

忍持久ノ決意ヲ鞏ウシ國民精神ノ昂揚ニ努ムルハ勿論、地方自治ノ振興、治安ノ維持、國防ノ充實ヲ圖ル等國內ノ整備ニ全力ヲ致シ眞ニ國民ヲ總動員シテ時艱ノ克服ニ邁進シ愈々奉公ノ赤誠ヲ竭サレンコトヲ切望シテ已マヌ次第デアリマス。

次いで末次内務大臣議長席に着き、神社、地方、土木及計畫局の順位で指示事項が進められた。

一 神職ノ奉務並ニ活動ニ關スル件

神職ハ國家ノ禮典ニ則リ國家ノ宗祀ニ從フヘキ職司ナルヲ以テ平素神明ニ奉仕シ報本反始ノ誠意ヲ披瀝スルニ是ノ關クルトコロナキヲ期スヘキハ勿論ナルモ現下ノ非常時局ニ處シテハ時勢ヲ認識シ愈々神徳ノ宣揚ニ努メ氏子、崇敬者ヲ始メ廣ク國民ノ敬神觀念ノ向上ニ資スルト共ニ普ク國民ヲシテ神社ヲ中心トシテ渾然融和シ報國ノ至誠ヲ捧ケシムヘク適切ナル方途ヲ講スルノ要テ一切ナルモノアルヲ以テ右趣旨ノ徹底ヲ圖リ十分督勵セラレタシ。

兒玉神社局長から詳細な説明があり、質疑も繰返されたのであつたが、別に路政に關係のないことであるから省略

することゝするが、本件に關聯して銃後の全國民が齊しく關心を有する事項があつた。夫れは國民が各種の會合や祭典等の學式に當リ、「先づ最初に神宮を遙拜し、亞いで宮城を遙拜する」のを正しい順序と心得て居る。然るに過般文部省からの通牒に依ると「宮城を先にし神宮を後にする」と云ふことになつて居る。此の點地方長官と文部省との考へ方に齟齬する所があるが、神社局としては右の通牒に對し如何に考へて居るか。と飯沼靜岡を筆頭として多數の地方長官から質問があつた。何んでも各府縣下の實情も區々になつて居る様である。之に對し兒玉神社局長は、「事頗る重大であるから篤と考慮する」との程度を出ない答辯があつたので、各地方長官は固より並居る聽者までが啞然として居つた様だつた。

此の質疑の最後に末次内務大臣は「各位の御意見は如何にも重大な案件であり、且つ政府としても緊急に解決すべきであると思ふから、至急に宮内省或は文部省方面と充分なる協議を遂げ、統一した方針を示す旨を明にせられて終

了した。此の問題は各省或は各所に起る事柄であると思ふ。讀者諸君と共に明徴なる裁斷を庶幾するものである。

一 地方税ニ關スル制度ノ一部改正其ノ他ニ關スル件

今般地方税ニ關スル各種ノ改正行ハレ其ノ施行ニ關テハ既ニ夫々通牒セシ處ナルモ之カ實施ニ方リテハ國税ニ對スル措置トノ均衡ヲ考慮スヘキ事項等モ多々アルヘキヲ以テ其ノ運用ニ當リテハ制度ノ趣旨ニ副フヤウ遺憾ナキヲ期セラレタシ

尙臨時地方財政補給金ハ右ニ因ル地方税ノ減收等ヲモ考慮ノ上配分セラルヘキ見込ナルヲ以テ之カ資料ノ蒐集等ニ關シテハ特ニ正確迅速ヲ期セラレタシ

一 地方自治ノ振興ニ關スル件

地方自治ノ現狀ニ觀ルニ制度及運営ノ上ニ檢討ヲ要スルモノ尠シトセス依テ地方自治ノ現狀竝ニ其ノ將來ノ動向ニ意ヲ致シ自治制發布五十周年ヲ機トシテ地方ノ實情ニ應シ夫々適實ナル各般ノ方途ヲ講シ以テ自治振興ノ實ヲ舉クルヤウ一層ノ努力ヲ致サレタシ

坂地方局長から説明があり、土屋群馬は、臨時財政補給金の使途は減税に充當することになつて居るが、時局に鑑み事變關係や國策遂行上の財源にも使ひたいと希望し、君

島福島、川西長崎、土屋群馬等から、國政事務並自治事務の第一線に立つ者は町村吏員である。然るに其の數は餘りにも貧弱であり。何十年來の儘である。中央では省の獨立や局課の新設を見、經費も増額になり、増員も行はれて居る。府縣も亦稍々同様である。之を聽いて筆者が卒直に評するならば、「マルデ瓢箪を倒さにした様な機構」であると云ひ得やう。夫れでこれでは非常時局の自治事務の圓滿なる遂行に非常に困難である。此際町村吏員の定員制を設定すると共に、國庫に於て一定の補給金を交付する様考慮されたいと述べた。

相川宮崎は自治制全般の再檢討が必要である。現行制度では時局の現狀から見て有害の部分がある。議會制度の改革と共に大いに研究して欲しいと實狀に即した舉例を以つて屢々と述べた。

一 土木事業ノ企畫經營ニ關スル件

現下ノ時局ニ鑑ミルニ土木事業ハ生産力擴充ノ基礎的要件トシテ極メテ重要ナルノミナラス一般銃後施設トシテ

ノ意義亦大ナルモノアリ特ニ土木事業ハ概ネ巨額ノ資金、大量ノ物資及勞力ヲ要シ國民經濟ノ上ニ至大ノ影響ヲ齎スモノアルヲ以テ事業ノ企畫、工費ノ節約、勞務ノ調整等ニ深ク意ヲ用ヒ以テ現下ノ國家經濟態勢ニ順應スルニ付萬遺憾ナキヲ期セラレタシ

これに對し安藤土木局長は大要左の如き説明を試みた。改めて申すまでもなく、土木事業は生産力擴充の基礎的要件をなすものでありますから、内務省と致しましては、時局下ではありまするが、昭和十三年度豫算に於いては、出來得る限り多額の豫算を計上するの方針の下に、繰延節減額の如きも、能ふ限り減少し、亦緊急なる事業については、この際でありまするが、必要な經費はなるべく計上致したのであります。

茲に御參考迄に昭和十三年度土木事業關係の豫算の大要を申し上げますと總額四六、四五二、〇八九圓でありまする、その内

(一) 河川關係のものが 二二、八五四、九五五圓

(二) 道路關係のものが 一、九二五、〇〇〇圓
(三) 港灣關係のものが 一一、六七二、一三四圓
でありましたが、これを前年度當初決定額に比較致しますと、總額に於いて一四、六〇〇、四二四圓を減じて居ります。

しかして曩に申しました四六、四五二、〇八九圓の豫算は、國の豫算でありますから、これを事業費に直し災害費を加算致しますと、その總額は一億圓以上となるのであります。昭和十三年度内に相當巨額の土木事業費が支出せらるゝことゝなるのであります。斯の如く巨額の事業が行はれることゝなりますと、その必然の結果と致しまして、物資及勞力の兩方面に涉りまして國民經濟の上に至大の影響を齎らすものでありますから、その影響については充分注意致さなければならぬことは申すまでもないのであります。とりわけ時局下に於きましては、その影響について深甚の留意を要するのであり従ひまして事業の企畫、工法、工事材料、勞力の使用等に付きましては、特にこの點

に意を用ひられまして、萬遺憾なきを期せられたいのであります。

次に各土木事業について、簡単に内務省として希望致します。点を申し上げます。

先づ河川關係の事業であります。河川の改修、砂防、災害復舊工事等は何れも災害を防止軽減致しまして國民生活の安定、産業の發展を期する上に重要な關係を有するのであります。時局下に於ける銃後の施設として考慮を要する點でありますから、この目的を達する上に遺憾なき様事業の進捗等に力められたいのであります。また昭和十二年度より河水統制調査を行ふこととなり、昭和十三年度に於いても、引續き行ふことになつて居りますが、河水を統制致しまして現下に於ける生産擴充の爲に必要な水を供給することは緊急なる施設と考へられますから、能ふ限りこの種の調査を援助せられ、また必要な計畫の樹立、經營についても考慮を致されたいのであります。

次に道路關係の豫算でありますが、近時に急激に發達致

しました自動車の機能を充分に發揮致しますには、今日の道路を改良致しまして、生産の擴充、軍事國防の要求を充たすことが必要であります。而して本年度豫算をもつて施行せらるゝ國道及府縣道改良工事は、現下の時局上最も緊要なる生産擴充並軍事國防上の觀點より施行せらるゝのでありますから、これが執行には遺憾なきを期せられたいのであります。

最後に港灣關係であります。昨年夏支那事變が勃發致しまして以來各地方の港灣とも非常に其の機能を發揮致しまして、多年苦心經營致して參りました効果が認められたのであります。その結果から判斷致しまして、未だ設備と致しましても充分ならざるものが認められるのであります。今後改善を要するものが少くないのでありますから、現下の極東新事態にも即應する適切なる企畫經營に關し一段の御配意を御願ひ致す次第であります。

以上甚だ簡單ではあります。土木事業の企畫經營に關する大體の事項を御説明申上げた次第であります。

尙最後に一言附加して申上げますが、十二年度災害復舊土木費は、大臣閣下の非常なる御盡力に依つて、内務省の査定額通り事業費を認めらるゝことゝなつたので、將來共此の方針で進みたいと考へて居る。従つて其の査定に當つては、相當嚴重なる方針を採ることゝ致しましたから、府

縣に於ても其の覺悟で設計調査をやつて頂きたいと存じますから左様御了承を願ひます。と熱意を籠めて述べた。

これに次いで末次内務大臣は、土木のことは各般に互るのであるが、本席に於ては個々別々の問題を検討して居つては際限がないのであるから、夫等に付いては、別の機會に於て適宜土木の當局者と折衝せられたい。此處では全般的なものに付いてのみ質疑を進められたい。と先づ質問の範圍を限定した。

土屋群馬は、災害復舊費に付、物價騰貴の影響を享けて縣事業及び町村事業共執行不能の見透しがついて居る。これに對し國庫補助の増額を認めて貰ひたい。マサカ橋梁を半分で放置する譯にも行かないから篤と考慮して欲しい。

併し夫れが罷りならぬとあれば、セメテ縣事業に付いては、増し起債を許して貰らへぬか、又町村事業の不足に付いては、勢ひ縣費を以て補助を増額してやらねばならぬと思ふが、之亦縣として起債を爲さねばならぬが、其の許否の見込を承りたい。

安藤土木局長は、時局の影響を受けて各種土木事業の執行に困難を伴ふであらうことは御同情に堪えない。併しながら十二年度災害に付いては、凡そ物價騰貴の見極として單價に於て約一割を増額して居るから、或は不充分であるものもあるであらうが、實施に當り充分精査して設計變更又は計畫變更を考慮せられ萬遺憾なきを期せられたい。又國庫補助の増額は、恐らく至難事であらうと考へて居る。増額起債に付いては地方局と充分打合せて進みたいと答辯した。

菊山宮城は、東北振興は國策として數年前から計畫せられ、土木事業に付いても特に是等地方の振興の爲に特段なる配慮を得て居つたのであるが、近時次第に其の熱意が稀

薄になり、一般と同様に取扱はれて、折角起興された事業も途中で打切られるものゝあるのは甚だ遺憾である。長期抗戦に對應して、此の點に一段の考慮を拂はれ是非從來の如き態度に改めて頂き度いと希望の意見があつた。

一 防空法ノ施行ニ關スル件

現下内外ノ情勢ニ鑑ミ國民防空ノ整備充實ヲ圖ルハ極メテ緊要ナリトス仍テ防空法ノ運用ニ當ツテハ一層適切ナル防空計畫ノ樹立、設備資財ノ充實、防空訓練ノ徹底、防空思想ノ普及等ニ一段ノ意ヲ用フルト共ニ防空ニ關スル事項カ其ノ關係スル所甚ダ廣汎ナルニ思フ致シ各機關各組織相互ノ連絡協調ニ特段ノ努力ヲ拂ヒ相率ヒテ所期ノ效果ヲ舉クルニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

一 市街地建築物法中改正ニ關スル件

曩ニ公布セラレタル市街地建築物法中改正法律ノ要旨ハ新ニ住居地域及工業地域ニ天々専用地區ノ制度ヲ設ケ又高度地區及空地地區ノ制度ヲ確立スルト共ニ防空上必要ナル規定ヲ設ケ得ルコトトシタルノ外本法ニ於ケル道路ノ幅員ヲ擴張シタル等防空上、保健衛生上竝ニ經濟上一層都市ノ整正ヲ圖ラントスルニ在リ克ク此ノ趣旨ヲ體シ之カ目的達成ニ努メラレタシ

一 陸上交通事業調整法ニ關スル件

今回制定セラレタル陸上交通事業調整法ハ現下陸上交通事業ノ實情ニ鑑ミ之ヲ調整シ以テ交通ノ利便ヲ増進シ競争ニ因ル弊害ヲ除去スルト共ニ本事業ノ健全ナル發達ヲ圖リ併セテ都市ノ合理的發展ニ寄與セントスルニ在リ本法ノ目的達成ニ付格段ノ配意アリタシ

松村計畫局長から右三件を一括して説明がつた。武井山形は、國民防空實施上現在の防護團の組織を改組するの要なきや、又知事も知らねば軍部も知らぬ義勇軍と云ふものが、何處からともなく獎勵されて居り、しかも是等が武器を携帯して居るのであるが、全く不可解なことであると述べ、石黒北海道は、近時政府より指示される事務で、其の趣旨の不明確なものがあつて徹底を缺き、爲に地方長官は歸趨に迷ふことがある。地方には地方長官があるのであるから、假令軍の事たりとも地方長官を信認して、夫れを通じてやる様にして貰ひたいと述べた。

之れに對して末次内務大臣は、「全く御意見の總てと同感である。爾今はソーユー風に取圖らひます」と鶴の一聲が

あつた。

折柄時間も切迫したので、指示事項を終り、午前中の會議は終了した。

午後は一時十五分から内務大臣官邸で、國策全般に互る自由討論が行はれた。

斯様にして各主管局長の説明に對し、各地方長官は充分なる意見及希望を開陳したのであつたが、概して會議の空氣は非常時局にふさわしく緊張して、其の意見も頗る眞剣味を帯び眞情溢れて居つて誠に敬服に堪えないものがあつた。殊に末次内務大臣の議長振りは全く堂に入つたもので其の貫祿は磐石の如きものであつた。

土木出張所工務部長會議

此の會議は四月二十七、二十八日内務省第二會議室で開催せられた。これは會議と謂へば會議だが、別に名札を張つて坐席を定める程の四角張つたものではない。十三年度に各出張所で執行する各種工事に對する純眞な技術的打合

會とも云ふべきものである。初日は前年度から開始し本年度も繼續して行ふ河水統制事業に付いて協議を爲し、其の午後から江戸川河水統制事業の實地を見學した。

第二日は専ら路政關係の問題であつたから瞥見した儘を御紹介する。

國道改良計畫並ニ現況圖作製ニ關スル件　これは昭和七年に府縣でやつて貰つたのであるが、本年度は内務省自らやることにしたから、關係府縣と提携の上執行して呉れといふことであつた。また土木出張所の境界に跨るものは、協議の上で何れか一方でやつて呉れ、軍事國道は除外する方針であると云ふことであつた。何れ土木局長から詳細通牒せられるであらうから、其の要項は省略する。

自動車國道計畫ニ關スル件　これは東京下關間に現在國道の外に、超特急的な自動車交通のみの國道を設定せむとする案である。何しろ東京下關間を十時間でブツ飛ばそいと云ふのであるから大したものである。これに對しては、各土木出張所に於て踏査の程度に於て調査して貰ひた

いと云ふことであつた。或は少し先走つて讀者を落膽せしむる様なことに成つては、誠に相濟まぬことと思ふから、コニュー案もあると云ふ程度に御了解を願ひたいと思ふ。尤も唯れかの意見で、終點を博多と爲すことになつたことは、計畫の根本に一針を與へたものであらう。

東京下關間自動車國道計畫試案

一 緒 言

東海道、山陽道ハ古クヨリ我國ノ主要交通路ニ當リ其ノ間ニハ政治經濟ノ中心城市大阪ヲ始メ、横濱、靜岡、名古屋、神戸、岡山、廣島等我國有數ノ大都市在リ。故ニ我國ニ於テ交通運輸ノ計畫ヲナスニ當リテハ先ヅ第一ニ本區間ヲ採リ上ゲザルベカラズ。而シテ東京下關間ニハ鐵道並ニ國道アリト雖モ國道ハ舊東海道、山陽道ノ路線ニ付漸ク其ノ一部分ノ改良工事ノ施行ヲ見タルニ止リ、假ニ短時日ノ間ニ其ノ竣功ヲ見ルニ於テモ其ノ路線ハ屈曲多ク、幅員狹ク且ツ各地ノ都邑ヲ通過スルガ故ニ混雜ヲ免カレズ今後期待スベキ高速度交通ニ對シテハ其ノ使命ヲ全ウシ得ザルハ明カナリ。鐵道モ又同様ニ其ノ建設ハ舊時代ニ屬シ各種ノ施設並ニ能率増進ノ力ニヨリテ急激ニ擴張スル運輸量ヲ消化シツツアリトハ云ヘ其ノ能力ニハ限度アリテ早晚行詰

リヲ生スルハ明白ナリ。本區間延長ハ一千餘軒ニシテ時速一〇〇軒ヲ以テ走行セハ約十時間ヲ要スルコトナリ、特急列車ノ約二十時間ニ比シ僅カニ半數ヲ以テ足ル。然シテ自動車交通ハ近代社會ニ於ケル必至ノ要求ニシテ之カ施設ノ完備ハ國力ノ充實ニ影響スル所甚大ナリ。

故ニ國內自動車國道ノ一部トシテ本計畫ハ極メテ重大ナル意義ヲ有シ之カ實施ハ我國ニ於ケル交通運輸ノ一大革命タルヘク其ノ利益亦極メテ大ナルハ當然ト云フベシ。

二 計畫 大 要

- (一) 許容平均速度 時速一〇〇軒
- (二) 幅員 全幅員二〇米、中央幅二米ノ綠地帯ヲ置ク片側鋪裝幅七、五米
- (三) 交叉 道路軌道鐵道トハ高低交叉トシ自動車國道ヲ上ニ置ク
- (四) 停車場 重要路線ト會スル箇所ニ停車場ヲ置キ自動車國道ト其ノ路線トノ連絡設備ヲ設ク
- (五) 橋梁ハ成ルベクコンクリート構造トシ特ニ長徑間ノ場合ノミ鋼構造トス。
- (六) 鋪裝 厚二〇糎ノコンクリート鋪裝トス
- (七) 駒止 事故防止ノ爲兩側ニ駒止ヲ設ク

(八) 都市トノ連絡 大都市トハ其ノ環狀線又ハ大都市ニ通スル在來重要路線ニ依リテ連絡ヲ保ツ

三 工 事 費

總工事費 第一案 三億六千六百三十四萬六千圓

第二案 三億七千四十三萬一千圓

内譯次表ノ如シ

工事費内譯書(單位千圓)

種 別	東京	静岡	名古屋	大阪	岡山	岡山	廣島	下關	計
延長(新)	一六五	一六八	一六八	一七五	一七三	一七三	一七九	一七九	一,001
路體費	一九,三〇〇	一六,六七〇	一四,九四一	一五,四四四	一六,二七六	一七,〇九七	一六,九七二	一〇,〇六四	一〇〇,〇三三
鋪裝費	一〇,一七五	九,六六七	八,九六九	一〇,一三三	九,七三六	一〇,五七四	九,七三六	五,九一〇	五九,一〇一
橋梁費	九,三三五	五,一八五	一四,五五〇	一五,一七五	四,一〇五	四,一〇五	六,二七五	六,二七五	六六,八〇〇
隧道費	一,〇〇〇	四,七〇〇	〇	〇	〇	〇	一,〇〇〇	八,四〇〇	八,四〇〇
停車場費	四,一八二	四,〇八八	三,八三三	四,一三六	四,〇五五	四,四〇六	四,三三三	二四,七三三	二四,七三三
用地費	八,八六八	七,七三五	六,四二七	七,七〇一	六,八二〇	七,〇〇九	四,三三三	四,三三三	四四,三三五
補償費	二,八七五	二,六六七	二,三三三	二,六八五	二,五六七	二,七四四	二,七四四	一,六三三	一六,一三三

(左側ハ第二案比較線)

諸掛費	三,四六六	二,八八〇	二,六六六	二,九三三	二,八五五	三,一三三	二,七六八	二,七六八
機械費	一,九〇〇	一,七五五	一,八五五	二,一三三	一,八八八	一,五六一	一,六六八	一,〇九六
雜 費	三,九二九	三,五五一	四,一四四	三,八八一	三,〇七三	三,三三七	三,一九〇	三,一九〇
計	六五,六八八	五八,八四八	七,七五五	六五,三三三	五二,二七五	五二,〇三三	五七,〇三三	五七,〇三三
一軒當	三六九	三三〇	四四四	三三〇	三三三	三三三	三三三	三三三

國道改良概要書ニ關スル件

これは從來繼續事業として直轄國道の改良を爲す場合に、年度初めに實施設計を提出して居つたのであるが、其の形式を改正して、事務簡捷を圖らんとするものである。これに對しては、改めて別途土木局長から通牒せらるゝ所があつた。

それから國道の鋪裝に關して、四月十八、十九の兩日土木試験所で各土木出張所及北海道其他三十六府縣の擔當技術官に依つて行はれた。混凝土鋪裝研究會の顛末の報告があり、次いで、鋼材の割當取扱方法等に付協議を爲し、午後は新京濱國道の現場に付進捗狀況や施工を視察した。